

# 清水駅周辺地区バリアフリー基本構想

～ すべての人に楽しく安全な道筋づくり ～



平成24年2月

静岡市

# 目 次

---

## 1. バリアフリー基本構想作成の背景と目的

|               |   |
|---------------|---|
| (1) 背景と目的     | 1 |
| (2) 法の枠組み     | 2 |
| (3) 基本構想の位置付け | 3 |
| (4) 目標年次      | 3 |
| (5) 策定体制      | 4 |

## 2. 静岡市(清水駅周辺地区)の概況

|                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 土地利用           | 5  |
| (2) 人口             | 6  |
| (3) 交通・主要施設        | 7  |
| (4) 上位・関連計画        | 11 |
| (5) 市民意向           | 13 |
| (6) 清水駅周辺地区の課題・問題点 | 14 |

## 3. 基本的な考え方

|                  |    |
|------------------|----|
| (1) 基本構想の目標      | 15 |
| (2) 基本方針         | 15 |
| (3) 重点整備地区の設定方針  | 16 |
| (4) 重点整備地区の区域の設定 | 16 |

## 4. 生活関連施設・生活関連経路の指定

|               |    |
|---------------|----|
| (1) 生活関連施設の抽出 | 17 |
| (2) 生活関連経路    | 18 |
| ▪ 基本構想図       | 21 |

## 5. 特定事業・その他事業

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 目標とする整備時期               | 22 |
| (2) 公共交通特定事業                | 23 |
| (3) 道路特定事業                  | 24 |
| (4) 都市公園特定事業                | 25 |
| (5) 建築物特定事業                 | 25 |
| (6) 交通安全特定事業                | 25 |
| (7) その他事業                   | 26 |
| ▪ 整備にあたっての移動等円滑化基準及びガイドライン等 | 27 |

## 6. 今後の取組み

|                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 心のバリアフリー    | 28 |
| (2) 段階的・継続的な取組み | 28 |

## 7. 参考資料

29

## 1. バリアフリー基本構想作成の背景と目的

### (1) 背景と目的

現代社会は、平均寿命の延伸による長寿化、晩婚化や未婚化等による少子化により人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでいます。

また、核家族化、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者の増加など家族形態が変化し、家庭における育児力や介護力が衰えてきているとともに、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるような自立を支える支援が求められています。

このような社会の中で、高齢者や障害のある人等が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な社会であるとするノーマライゼーションの考え方が広く浸透し、だれもが安心且つ安全に暮らせる街づくりが求められるようになってきました。

平成6年に、建築物のバリアフリー化を推進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」いわゆる「ハートビル法」が施行され、高齢者や障害のある人等が円滑に利用できるよう建築物の質の向上が図られてきました。

平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「交通バリアフリー法」が施行され、公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の確保を図るための整備がされてきました。

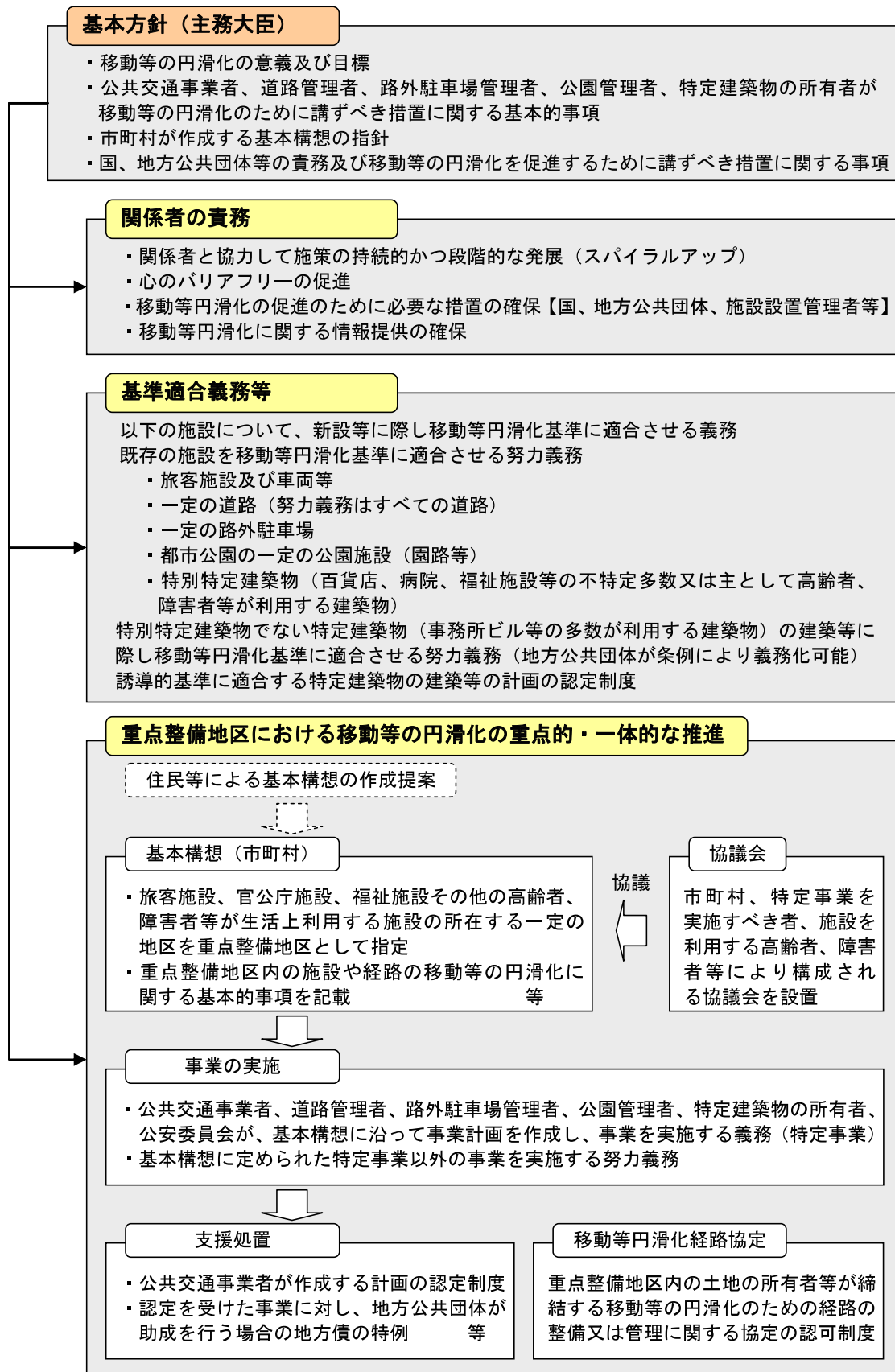
また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」といったユニバーサルデザインの考え方に基づき、まちづくりや交通環境整備を進めることが必要とされ、平成17年に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定され、バリアフリー施策を総合的に展開するため、平成18年には、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を一本化して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「バリアフリー新法」が6月15日衆議院本会議において可決成立し、12月20日に施行されました。

静岡市においても、現在「しずおかあったかプラン『静岡市ユニバーサルデザイン基本計画・行動計画』」が策定され、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進しています。

こうした取組みを継続して市全域に広げていくため、清水都心の交通拠点となる清水駅周辺地区を対象にバリアフリー新法に基づく基本構想を策定し、市の将来都市像である「誰にも安全で安心なまちづくり」の実現を目指します。

## (2) 法の枠組み

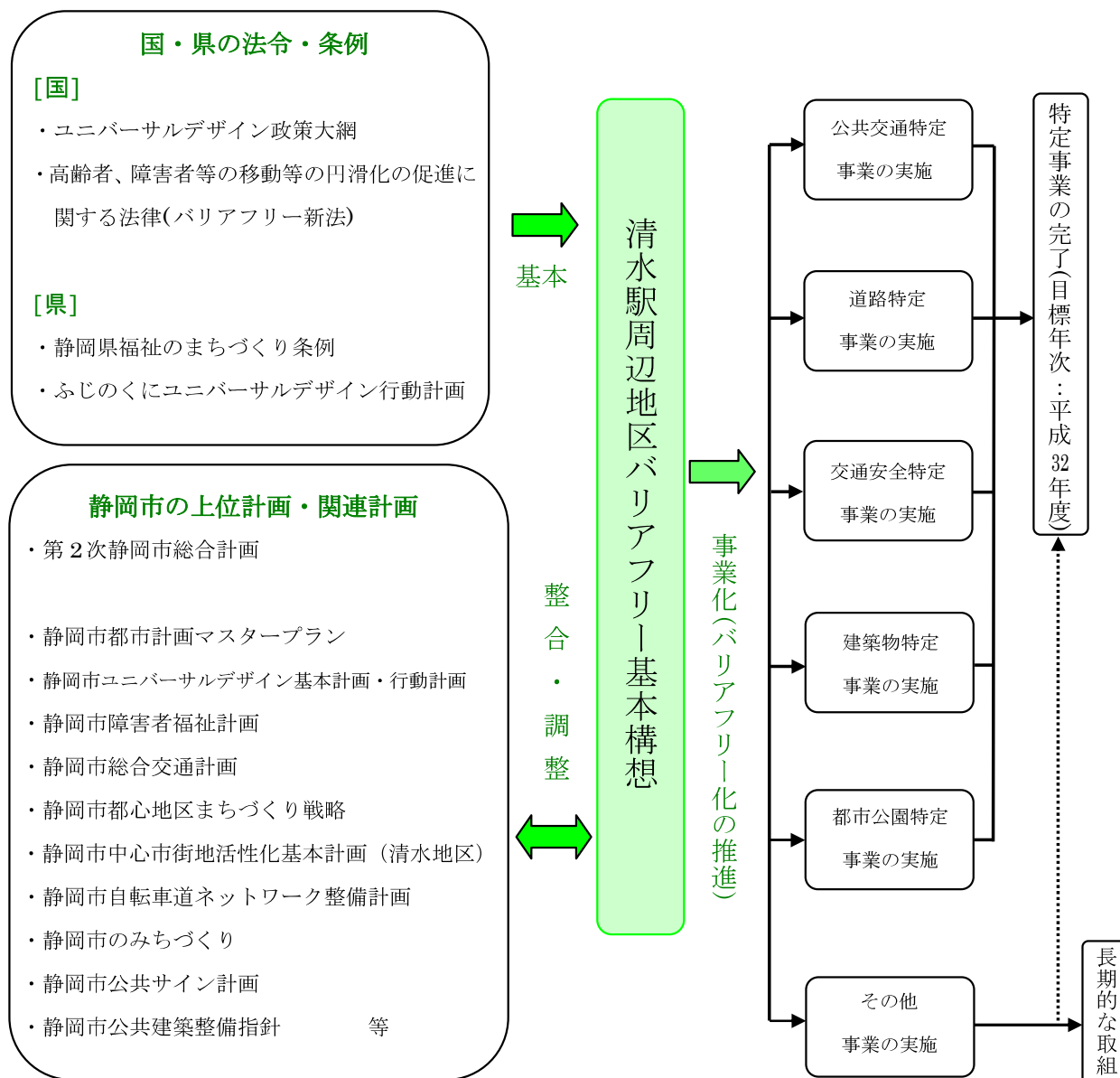
バリアフリー新法は、高齢者や障害のある人等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、旅客施設や建築物、これらの施設相互間の経路、駅前広場、道路その他施設の利便性、安全性を向上させる一体的整備を推進することを目的としています。



### (3) 基本構想の位置付け

清水駅周辺地区バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づき策定するものであり、清水駅周辺地区を対象として移動等円滑化に関する基本的な方針及び重点整備地区を指定し、その区域内における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としています。

基本構想策定にあたり、関係する都市計画法、地方自治法等諸計画との整合を図ります。

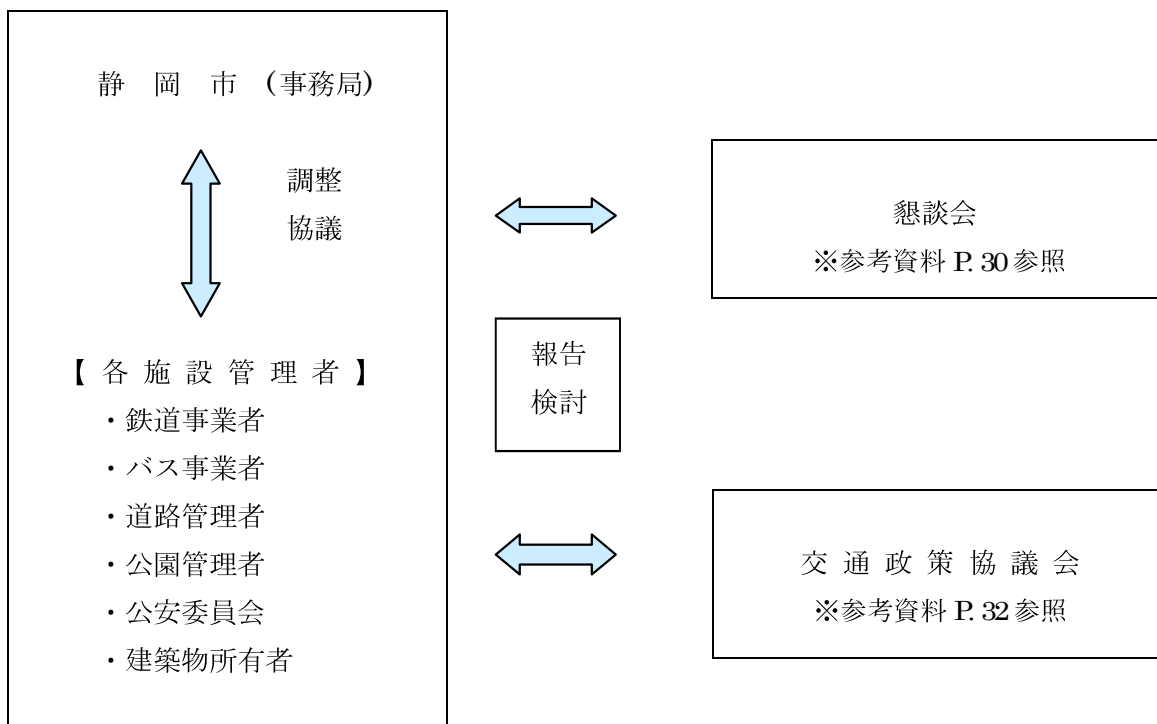


### (4) 目標年次

基本構想の目標年次は、国の基本方針に基づき平成32年度(2020年度)を基本とし、各施設管理者は事業計画を定めるとともに、事業の特性から長期間を要する場合には、中長期的な展望に立ち継続的にバリアフリー化を推進します。

### (5) 策定体制

清水駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定にあたっては、各施設管理者である公共交通事業者（鉄道、バス）、道路管理者、公園管理者、公安委員会及び建築物所有者と調整、協議を行い、高齢者、障害のある人及び地区代表者で構成される「懇談会」、学識者、障害のある人等で構成される市の上位協議会である「交通政策協議会」の意向を反映して策定します。



## 2. 静岡市(清水駅周辺地区)の概況

### (1) 土地利用

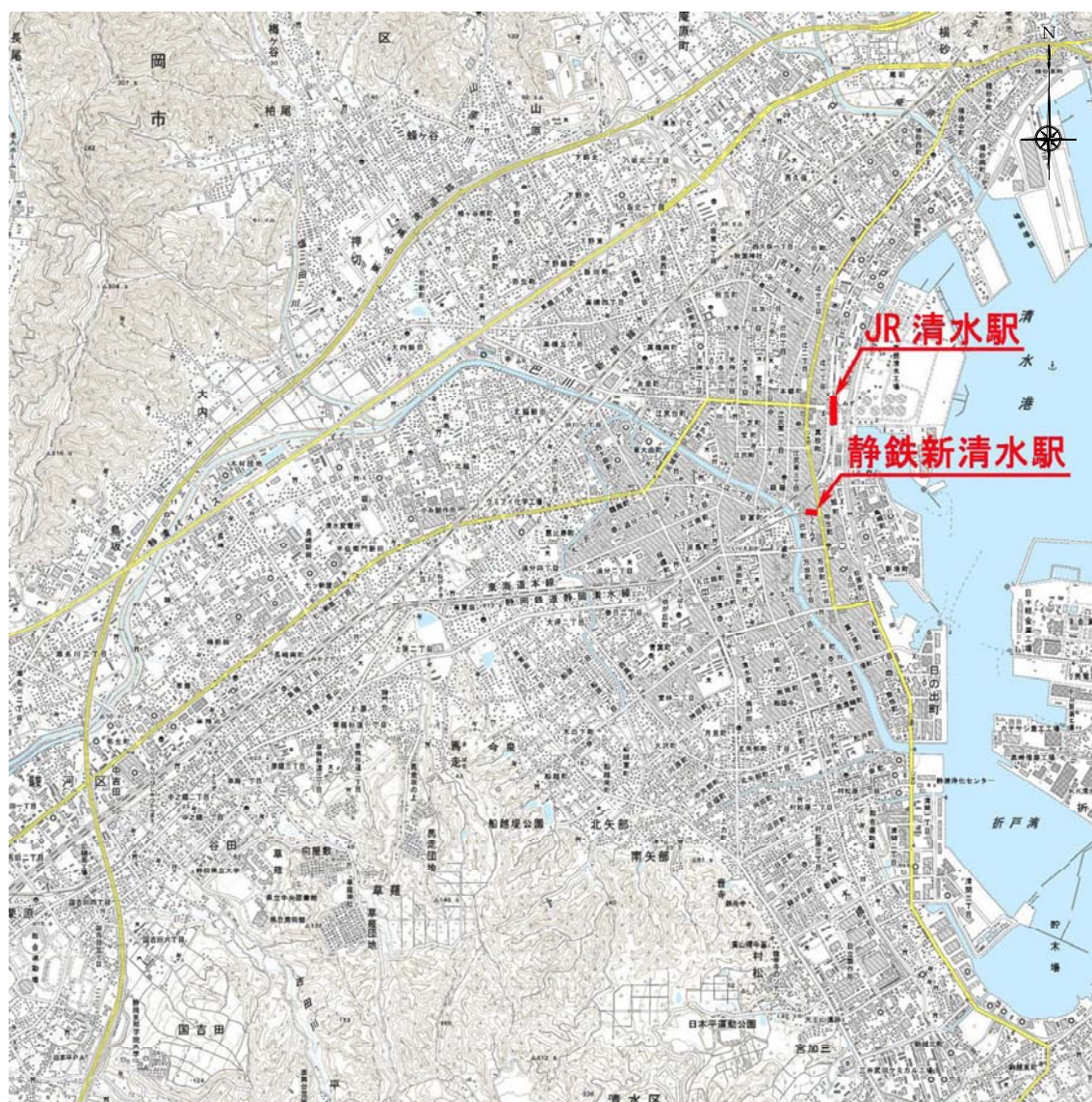
静岡市清水区は、北に南アルプス、南に駿河湾を望み、山の幸、海の幸に恵まれ、温暖な気候で住みやすく、JR清水駅を中心とした平野部に人口が集中しています。

JR清水駅から国道149号を南に約800mの地点に静岡鉄道新清水駅があります。

両駅からほぼ1km範囲内に市役所清水庁舎、清水区役所、清水年金事務所、東部勤労者福祉センターなどの官公庁施設や福利厚生施設及び商業施設などが点在しています。

また、JR清水駅から鉄道と巴川に沿って商店街が形成され買い物を楽しむことができます。

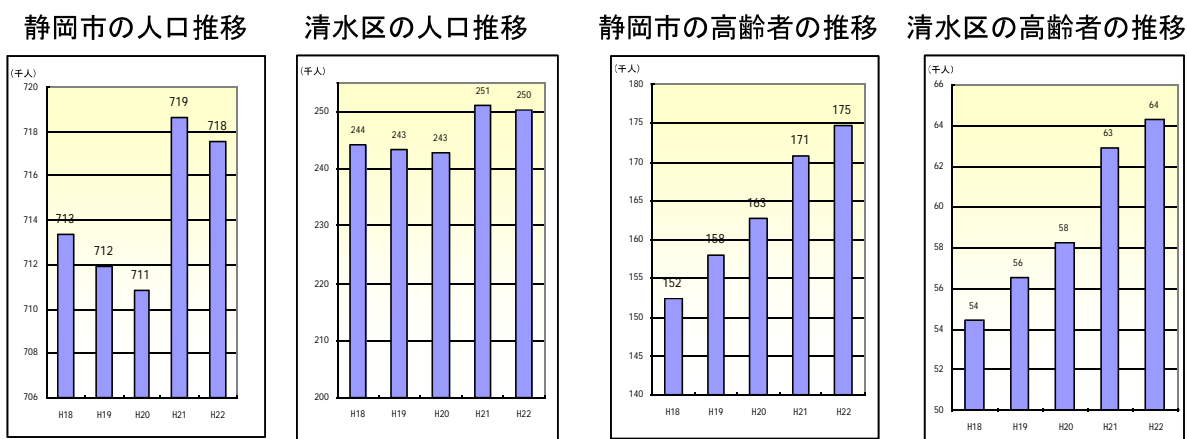
位置図 S=1:50,000



## (2) 人口

静岡市の人口は、年々減少の傾向にあります。反対に65歳以上の高齢者は年々増加の傾向にあり、静岡市の人口に対する割合は約25%（平成22年3月31日現在）と高く、高齢化が進んでいます。

また、静岡市の障害のある人は3万人を超え、静岡市の人口に対する割合は約5%（平成22年3月31日現在）を占める人数となっています。



### 静岡市の高齢者、障害児(者)数

|             |      | 静岡市      | 全国         | 時点                                 |
|-------------|------|----------|------------|------------------------------------|
| 人口          |      | 717,578人 | 12,744.5万人 | 静岡市：平成22年3月31日時点<br>全国：平成22年4月1日時点 |
| 高齢者数（65歳以上） |      | 174,708人 | 2,926.8万人  | 静岡市：平成22年3月31日時点<br>全国：平成22年4月1日時点 |
| 障害児(者)数     |      | 31,514人  | 744万人      |                                    |
| 障害種別ごと      | 身体障害 | 23,777人  | 366万人      | 静岡市：平成22年3月31日時点<br>全国：平成18年実態調査時点 |
|             | 知的障害 | 4,791人   | 55万人       | 静岡市：平成22年3月31日時点<br>全国：平成17年基礎調査時点 |
|             | 精神障害 | 2,946人   | 323万人      | 静岡市：平成22年3月31日時点<br>全国：平成20年患者調査時点 |

《引用資料》

- ・平成22年度版 障害者白書（内閣府）  
（資料）厚生労働省「身体障害児・者実態調査（平成18年）」  
厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査（平成17年）」  
厚生労働省「患者調査（平成20年）」
- ・静岡市の統計情報  
（資料）静岡市情報管理課「静岡市 男女別・年齢階級人口」（各年の3月31日時点）
- ・静岡市の福祉（福祉部・子ども青少年部）平成22年度版
- ・静岡市の保健衛生－保健衛生部事業概要－平成22年度版



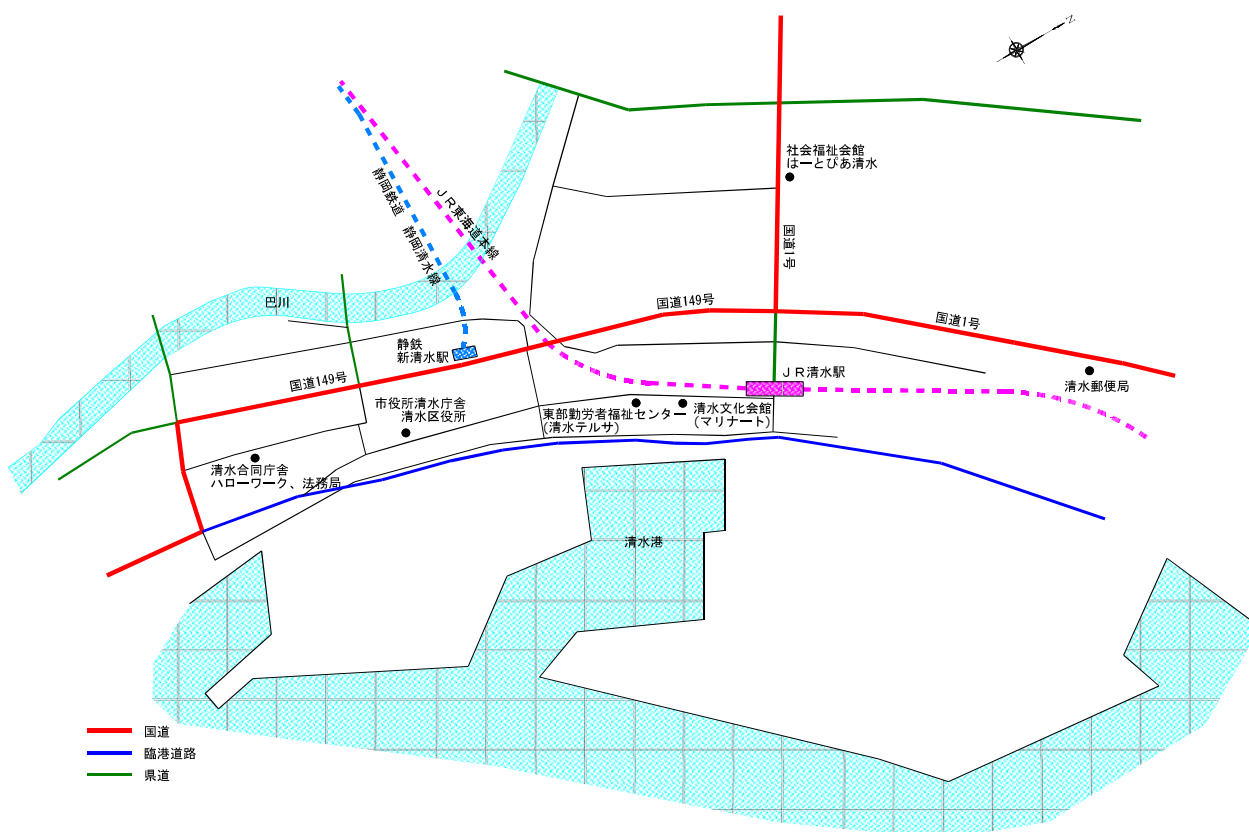
### (3) 交通・主要施設

#### ア 公共交通

清水駅周辺は、南北方向に J R 東海道本線、これに並行して国道 1 号が走り、さらに国道 149号が南へ延びています。

J R 清水駅から国道 149号を南に約 800m の地点に静岡鉄道新清水駅があります。

静岡鉄道は、新清水駅から静岡都心方面へ運行し、またしずてつジャストラインがバス路線を展開することで、J R 東海道本線とともに住民の重要な移動手段を形成しています。



#### ○ J R 東海道本線 JR 清水駅

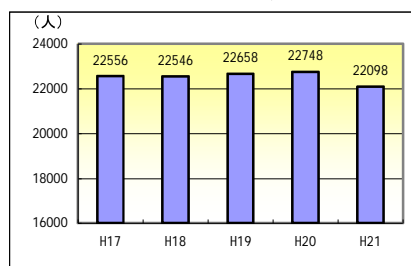
J R 清水駅は、清水区の玄関口として 1 日約 22,000 人が利用しています。

平成 15 年 6 月に橋上駅舎と東西自由通路が完成し、バリアフリーを考慮した施設になりました。

主に静岡都心方面への通勤や通学に利用されています。また、東口（みなと口）を出ると目の前に清水港が広がり観光の出発点としても多くの人々に利用されています。

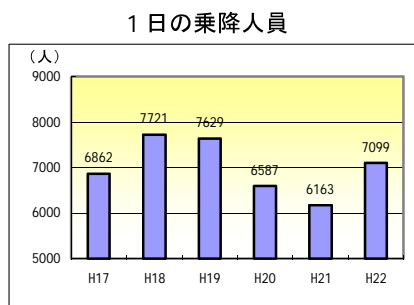


1 日の乗降人員



○ 静岡鉄道 新清水駅

静岡鉄道静岡清水線は、新清水駅、新静岡駅間の約11k mを約20分で結んでいます。  
 新清水駅の1日の乗降客は、約7,000人で通勤や通学などに利用されています。



○ JR清水駅西口（江尻口）駅前バス乗り場

JR清水駅西口（江尻口）駅前バス乗り場を核にしずてつジャストラインのバスが運行されています。



イ 道路

清水駅周辺地区は、国道1号、国道149号、（主）清水停車場線が幹線道路であり、周囲を市道によりネットワークが形成されています。

幹線道路の殆どが無電柱化されるなど改良整備され、環境的にも配慮された空間となっています。

ネットワークを形成する市道も順次整備され、コミュニティ道路も各所で作られています。



国道1号



国道149号



コミュニティ道路

## ウ 主な公共施設

### ○ 市役所清水庁舎、清水区役所



平成15年4月に静岡市と清水市が合併し、旧清水市役所は清水庁舎、清水区役所になりました。

### ○ 社会福祉会館はーとぴあ清水



社会福祉活動を推進する拠点として、福祉への関心を高め、福祉活動への参加推進を図る施設として建設され、多目的ホールや会議室、機能訓練室、調理室、音楽室等があります。

### ○ 東部勤労者福祉センター（清水テルサ）



勤労者及び一般市民の文化・教養の向上などを図る施設として建設され、多目的ホールや会議室、フィットネスルーム等があります。

## エ 商業施設



エスパルスドリームプラザ



西友清水店

### オ 公園施設

J R清水駅東口（みなと口）に清水駅東口公園、さらに南に 1.5k m離れた日の出地区には清水マリパークがあり、市民の憩いの場として活用され、様々なイベントが開催される場所でもあります。



清水駅東口公園



清水マリパーク

### カ 駐車場・駐輪場施設

#### ○ 駐車場

清水駅東口駐車場ほか、民間の駐車場が点在しています。

清水駅東口駐車場

- ・立体自走式駐車場
- ・収容台数  
普通自動車：284台  
（うち障害者用駐車スペース5台）  
自動二輪：14台



#### ○ 駐輪場

J R清水駅周辺は、「自転車等放置規制区域」に指定され、清水駅東口駐輪場、清水駅西口第1駐輪場、清水駅西口第2駐輪場があります。



清水駅東口駐輪場

- ・収容台数  
自転車：482台  
原付：60台



清水駅西口第1駐輪場

- ・収容台数  
自転車：682台  
原付：231台



清水駅西口第2駐輪場

- ・収容台数  
自転車：829台

#### (4) 上位・関連計画

基本構想策定にあたり整合を図る必要のある上位、関連計画について整理します。

**第2次静岡市総合計画【平成22年度～平成26年度】**

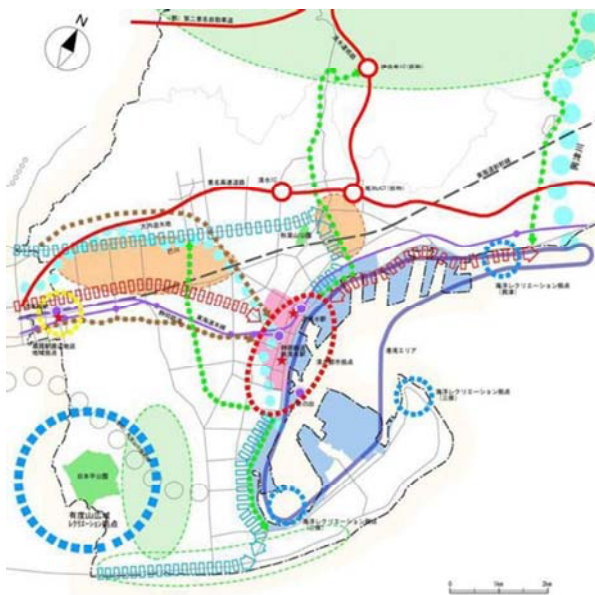
～ 活発に交流し、価値を創り合う自立都市「世界に輝く『静岡』の創造」 ～

- 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
  - 安全・安心で歩いて楽しいまちづくりの推進
  - ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進
- にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
  - 港まち文化を活かした国際交流拠点、清水都心の形成
- 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築
  - 誰でも利用しやすく便利な公共交通ネットワークの維持強化

**静岡市都市計画マスタープラン（清水区）【平成17年度～平成36年度】**

～文化豊かな歴史と港を活かした、活力のあるまちづくり～

- 美しく豊かな自然資源を背景にみなとの薫りが漂う風光明媚なまちづくり
- みなと・暮らし・自然を舞台に交流とにぎわいのあるまちづくり



| ◆ 凡 例 ◆  |             |
|----------|-------------|
| ◇拠点と軸◇   | ◇土地利用◇      |
| 都市拠点     | 中心市街地の土地利用  |
| 地域拠点     | 清水港臨港部の土地利用 |
| 港湾エリア    | 地場産業との調和    |
| 国土軸      | 農業・観光産業の保全  |
| 広域都市環状軸  |             |
| 多核機能連携軸  |             |
| 東西発展軸    |             |
| 南北発展軸    |             |
| ◇道路・鉄道◇  |             |
| 主な道路     | 東海道新幹線      |
| 構想道路     | 鉄道(駅)       |
|          | 交通結節点       |
| ◇公園・緑地◇  |             |
| 公園・緑地    | レクリエーション拠点  |
| 自然環境の保全  | 河川          |
| ◇再開発・防災◇ |             |
| ★        | 再開発促進地区     |

静岡県福祉のまちづくり条例【平成8年4月1日施行】

- ・すべての県民が主体的、積極的に取り組む県民意識の高揚
- ・障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全で円滑に利用できる公共的施設等の整備の促進

関連計画

- ・ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画（静岡県）【平成22年度～平成25年度】
  - ・静岡市ユニバーサルデザイン基本計画・行動計画【平成20年度～】
  - ・静岡市障害者福祉計画【平成20年度～平成23年度】
  - ・静岡市総合交通計画【平成17年度～】
  - ・静岡市都心地区まちづくり戦略【平成22年度～】
  - ・静岡市中心市街地活性化基本計画（清水地区）【平成20年度～平成25年度】
  - ・静岡市自転車道ネットワーク整備計画【平成20年度～】
  - ・静岡市のみちづくり【平成17年度～平成26年度】
  - ・静岡市公共サイン計画【平成18年度～】
  - ・静岡市公共建築整備指針【平成18年度～】
- 等

静岡市の他地区 バリアフリー基本構想

- ・静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想【平成14年度～】
- ・東静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想【平成16年度～】
- ・安倍川駅周辺地区バリアフリー基本構想【平成23年度～】

## (5) 市民意向

市民の意向を把握するため、ヒアリングやアンケート調査及び街あるき現況調査を実施しました。

※参考資料P. 29～P. 31参照

### ○聞き取り調査



J R 清水駅及び静岡鉄道新清水駅利用者を対象に調査員が個別に聞き取り調査し、190件の回答をいただきました。

### ○アンケート調査

高齢者や地域住民を対象にアンケート用紙を1,500枚配布し、802件の回答をいただきました。

### ○懇談会



障害のある人、老人クラブ会長、地元自治会長の出席を得て懇談会を開催しました。

様々な意見を数多くいただきました。

### ○街あるき調査



障害のある人、老人クラブ、地元自治会の出席を得て、現地を実際に歩き問題点等の抽出をしました。

### 主な意見・要望

- ・利用する道路の問題点として、案内板が少なく、幹線はずれると夜間照明が暗く危険である。
- ・放置自転車が多く歩きにくい。
- ・歩道と車道間の段差及び舗装の凸凹の解消、歩道の無いところへの歩道の設置、夜間照明の改善をしてほしい。
- ・J R 清水駅周辺、静岡鉄道新清水駅周辺及びバス停については、待合施設が不足していること、案内板が少ないこと、また、静岡鉄道新清水駅については、改札口が狭く駅前の道路よりホームまでの経路に高低差があることを改善してほしい。
- ・各駅については、送迎用の駐車スペースの確保や放置自転車が多くのことから駐輪場の整備をしてほしい。
- ・国道1号の横断歩道について、西友清水店前に設置してほしい。

### (6) 清水駅周辺地区の課題・問題点

清水駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定にあたり、駅利用者への聞き取り調査、高齢者、地元自治会へのアンケート調査、障害のある人、老人クラブ会長、地元自治会会長及び静岡市による懇談会及びこれらの方々の参加をいただいた街あるき調査等により、皆様の意見を収集して、また、静岡市による事前現況調査を踏まえ、主な課題、問題点をまとめました。

#### 周辺道路の課題、問題点



横断及び縦断勾配  
がきつい



舗装の凸凹



適切な植樹とその管理  
がされていない



歩行スペースの確保  
がされていない



歩道の凸凹



歩車道境界の段差がある  
誘導ブロックの未設置

- ・ 歩道の放置二輪車が多い
- ・ 歩道への商品及び看板の張り出し
- ・ 違法駐車が多い



### 3. 基本的な考え方

#### (1) 基本構想の目標

##### ～ すべての人に楽しく安全な道筋づくり ～

清水駅周辺地区は、地域の歴史や文化、生活利便施設を活かし周囲の住宅地、自然環境と調和した一体的なまちづくりを推進することにより、人が集い賑わう個性的で魅力ある地区へ発展していきます。

このため、高齢者、障害のある人のみならず市民及び来訪者を含めた、すべての人に楽しく安全な人優先の道筋（経路）づくりを目指します。

#### (2) 基本方針

##### 自由に日常生活・社会生活へ参加できる都市空間の形成

- 交通結節点、公共施設等を中心に、すべての人が自由に日常生活、社会生活へ参加できる都市空間の形成を推進します。
  - ・ 交通機関乗り継ぎ環境の充実
  - ・ 施設内の自由な移動経路の確保
  - ・ 施設初回利用者でも容易に判断できる情報提供の充実
  - ・ 市民、来訪者の幅広いニーズにきめ細かく対応できるよう継続的な改善実施

##### 安全・安心・快適な歩行空間の形成

- すべての人が安全、安心して、自らの意思で移動手段を選択でき、自由に移動できる歩行空間の形成を推進します。
  - ・ 連続した歩行空間の確保
  - ・ 歩行者安全対策の充実
  - ・ 統一したわかりやすい案内標識設置など情報提供の充実
  - ・ 市民、来訪者の幅広いニーズにきめ細かく対応できるよう継続的な改善実施

##### 地域拠点整備・関連事業との連携

- 駅機能を中心とした整備を進める中で、地域拠点整備と連携を図ります。
  - ・ 駅舎や駅前広場など交通拠点整備におけるバリアフリー化の実施
  - ・ 駅前への交通アクセス改善における沿道施設等と連携したバリアフリー化の推進

多様なパートナーシップによるユニバーサルデザインの浸透

- 市民と行政、関係事業者のパートナーシップのもと、すべての人がバリアフリー化に継続的に取り組むことによりユニバーサルデザイン社会を推進します。
  - ・ハード、ソフト両面から一体的にバリアフリー化を推進
  - ・整備されたバリアフリー空間を維持、改善していくための体制づくり
  - ・様々な利用者の意見を反映させるため、高齢者や障害のある人等が参加できる体制づくり
  - ・継続的なバリアフリー意識の啓発、PR

### (3) 重点整備地区の設定方針

バリアフリー新法は、「高齢者や障害のある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進する」ことを目的としています。

その中で重点整備地区は、「生活関連施設(高齢者、障害のある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設)の所在地を含み、且つ、生活関連施設相互の移動が通常徒歩で行われる地区」と規定しています。

### (4) 重点整備地区の区域の設定

重点整備地区は、JR清水駅、静岡鉄道新清水駅を中心として高齢者、障害のある人が通常徒歩で移動する範囲(概ね500mから1,000m圏内)を対象に、生活関連施設等の立地状況、JR東海道本線、静岡鉄道(静岡清水線)及び巴川等を考慮して、生活関連施設を包含する範囲を重点整備地区としました。

その範囲は、東側は袖師臨港道路、南側は、港町下清水線(エスパルス通り)、西側は、巴川沿いに稚児橋までと社会福祉会館はーとびあ清水、北側は、清水郵便局を包含した面積約135haの区域とします。

## 4. 生活関連施設・生活関連経路の指定

### (1) 生活関連施設の抽出

バリアフリー新法では、高齢者、障害のある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設を生活関連施設としています。

また、バリアフリー新法では、多数の人が利用する建築物を特定建築物とし、その内、主に高齢者、障害のある人等が利用する建築物を特別特定建築物として一定規模以上の建築の際、基準適合義務を課すこととしています。

これらの規定及び市民意向調査等の利用頻度の高い施設から生活関連施設を抽出しました。

| 生 活 関 連 施 設 |   |
|-------------|---|
| 官公庁施設       | 市役所清水庁舎・清水区役所<br>清水税務署<br>清水合同庁舎                                      |
| 福祉施設        | 社会福祉会館はーとぴあ清水<br>特別養護老人ホーム巴の園<br>高齢者介護施設日和館                           |
| 公益サービス施設    | 清水産業・情報プラザ<br>東部勤労者福祉センター（清水テルサ）<br>清水郵便局<br>清水文化会館（マリナート）<br>清水年金事務所 |
| 商業施設        | エスパルスドリームプラザ<br>西友清水店   |
| 公園          | 清水駅東口公園<br>清水マリンパーク   |
| 駐車場         | 清水駅東口駐車場  |
| 旅客施設        | J R 清水駅<br>静岡鉄道新清水駅   |

## (2) 生活関連経路

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を基本構想において「生活関連経路」と位置づけ、この生活関連経路を構成する道路で、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準に適合させなければならないこととしています。

これらを踏まえ、はーとぴあ清水、市役所清水庁舎、清水区役所、清水郵便局、エスパルスドリームプラザの各施設とJR清水駅及び静岡鉄道新清水駅を結ぶ経路を「主な生活関連経路」として特に重点的にバリアフリー化を図ることとします。

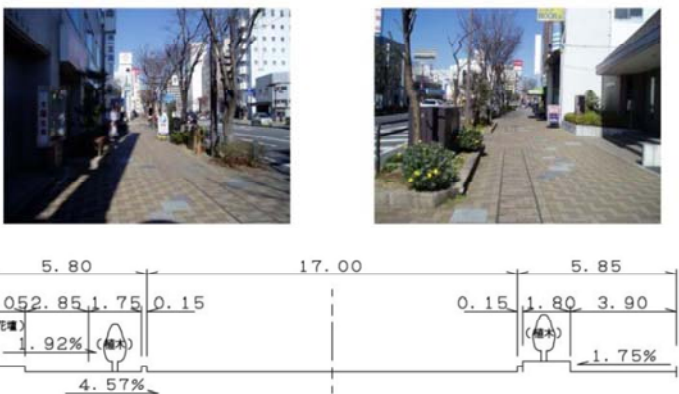
さらに、重点整備地区に存在する生活関連施設を相互に結ぶネットワーク経路を「その他生活関連経路」として順次整備していきます。

### 主な生活関連経路

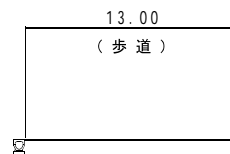
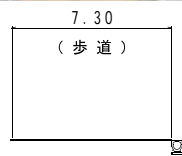
- ①国道 1 号 (近接する生活関連施設：JR清水駅、清水郵便局、はーとぴあ清水、清水税務署、西友清水店)



- ②国道 149 号 (近接する生活関連施設：静岡鉄道新清水駅、清水産業・情報プラザ、エスパルスドリームプラザ)



③ (主) 清水停車場線 (近接する生活関連施設：JR清水駅)



⑦ 新港町1号線 (近接する生活関連施設：エスパルスドリームプラザ、清水マリンパーク)



⑧ 島崎町新港町線

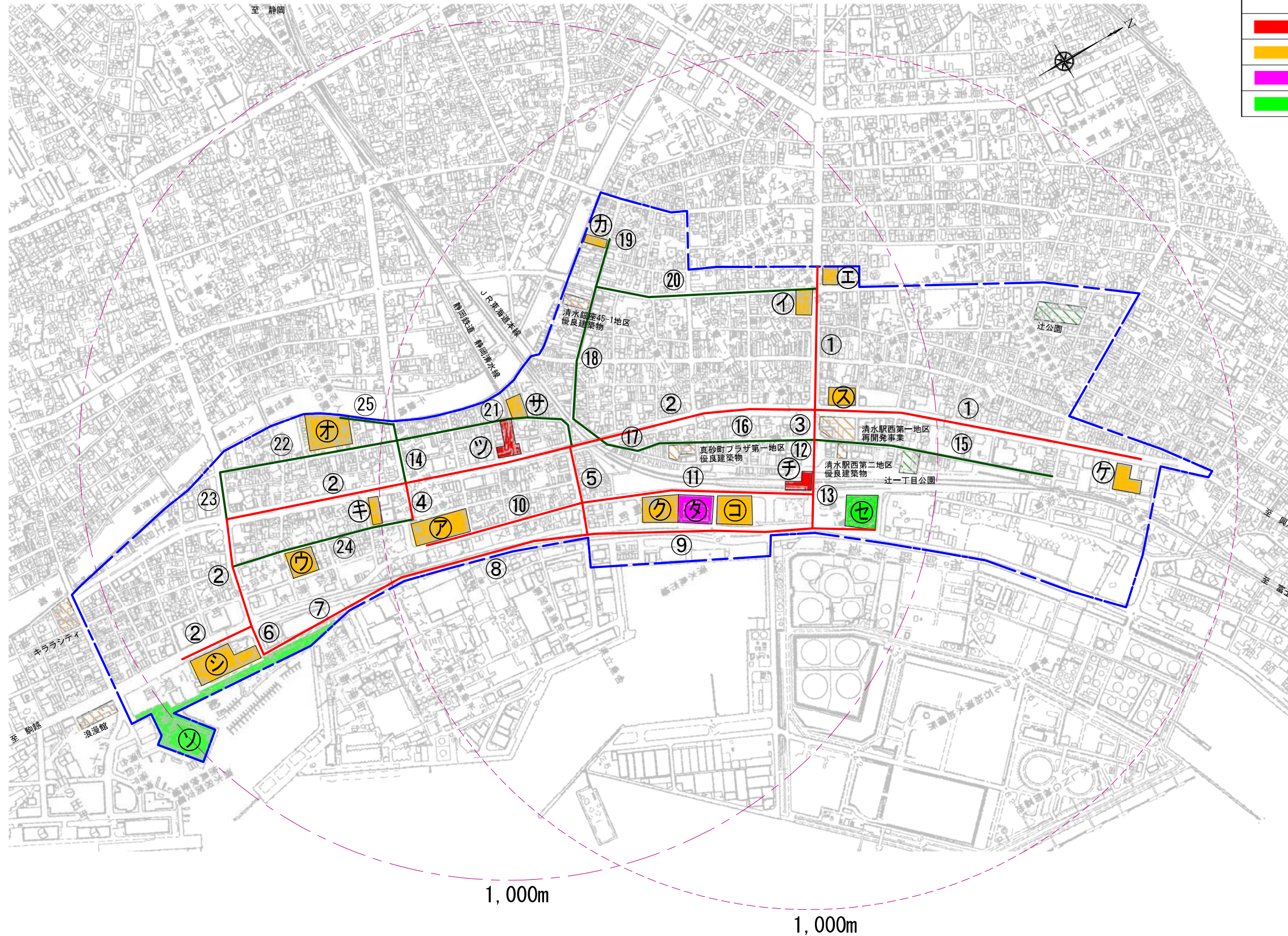


| 記号 | 路線名         | 延長 (m) |
|----|-------------|--------|
| ①  | 国道 1 号      | 1,300m |
| ②  | 国道 149 号    | 1,900m |
| ③  | (主)清水停車場線   | 180m   |
| ④  | 相生町島崎町 1 号線 | 90m    |
| ⑤  | 島崎町 1 号線    | 200m   |
| ⑥  | 松原町 1 号線    | 70m    |
| ⑦  | 新港町 1 号線    | 230m   |
| ⑧  | 島崎町新港町線     | 600m   |
| ⑨  | 島崎町袖師町線     | 650m   |
| ⑩  | 松原町旭町線      | 300m   |
| ⑪  | 島崎町 6 号線    | 540m   |
| ⑫  | 辻一丁目 6 号線   | 60m    |
| ⑬  | 清水駅東西自由通路   | 100m   |

その他生活関連経路

| 記号 | 路線名             | 延長 (m) |
|----|-----------------|--------|
| ⑭  | 静岡草薙清水線         | 140m   |
| ⑮  | 辻一丁目 2 号線       | 480m   |
| ⑯  | 真砂町 6 号線        | 420m   |
| ⑰  | 真砂町 7 号線        | 80m    |
| ⑱  | 江尻東三丁目銀座線       | 400m   |
| ⑲  | 江尻町 7 号線        | 220m   |
| ⑳  | 袖師村松線           | 520m   |
| ㉑  | 巴町島崎線           | 460m   |
| ㉒  | 万世町一丁目巴町 2 号線   | 420m   |
| ㉓  | 入江富士見線          | 110m   |
| ㉔  | 松原町相生町線         | 440m   |
| ㉕  | 万世町 1 丁目巴町 1 号線 | 130m   |

清水駅周辺地区バリアフリー基本構想図 S=1:10,000



| 凡 例  |           |
|--|-----------|
| <span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>                           | 重点整備地区    |
| <span style="border-bottom: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px;"></span>                                    | 主な生活関連経路  |
| <span style="border-bottom: 2px solid green; display: inline-block; width: 20px;"></span>                                  | その他生活関連経路 |
| 生活関連施設   |           |
| <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: red; border: 1px solid black;"></span>    | 旅客施設      |
| <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span> | 建築物       |
| <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: pink; border: 1px solid black;"></span>   | 駐車場       |
| <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: green; border: 1px solid black;"></span>  | 公園        |

生活関連経路

| 路線番号 | 道路名称        |
|------|-------------|
| ①    | 国道1号        |
| ②    | 国道149号      |
| ③    | (主)清水停車場線   |
| ④    | 相生町島崎町1号線   |
| ⑤    | 島崎町1号線      |
| ⑥    | 松原町1号線      |
| ⑦    | 新港町1号線      |
| ⑧    | 島崎町新港町線     |
| ⑨    | 島崎町袖師町線     |
| ⑩    | 松原町旭町線      |
| ⑪    | 島崎町6号線      |
| ⑫    | 辻一丁目6号線     |
| ⑬    | 清水駅東西自由通路   |
| ⑭    | 静岡草薙清水線     |
| ⑮    | 辻一丁目2号線     |
| ⑯    | 真砂町6号線      |
| ⑰    | 真砂町7号線      |
| ⑱    | 江尻東三丁目銀座線   |
| ⑲    | 江尻町7号線      |
| ⑳    | 袖師村松線       |
| ㉑    | 巴町島崎町線      |
| ㉒    | 万世町一丁目巴町2号線 |
| ㉓    | 入江富士見線      |
| ㉔    | 松原町相生町線     |
| ㉕    | 万世町一丁目巴町1号線 |

生活関連施設

| 施設種類     | 施設番号 | 施設名称               |
|----------|------|--------------------|
| 官公庁施設    | ア    | 市役所清水庁舎・清水区役所      |
|          | イ    | 清水税務署              |
|          | ウ    | 清水合同庁舎             |
| 福祉施設     | エ    | 社会福祉会館はーとびあ清水      |
|          | オ    | 特別養護老人ホーム巴の園       |
|          | カ    | 高齢者介護施設日和館         |
| 公益サービス施設 | キ    | 清水産業・情報プラザ         |
|          | ク    | 東部勤労者福祉センター(清水テルサ) |
|          | ケ    | 清水郵便局              |
|          | コ    | 清水文化会館(マリナート)      |
|          | サ    | 清水年金事務所            |
| 商業施設     | シ    | エスパルスドリームプラザ       |
|          | ス    | 西友清水店              |
| 公園       | セ    | 清水駅東口公園            |
|          | ソ    | 清水マリンパーク           |
| 駐車場      | タ    | 清水駅東口駐車場           |
| 旅客施設     | チ    | JR清水駅              |
|          | ツ    | 静岡鉄道新清水駅           |

## 5. 特定事業・その他事業

特定事業は、基本構想で定める重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」に区分され、各施設管理者が基本構想に則して事業計画を作成して事業を実施します。

その他事業とは、特定事業以外に移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項や必要な事業であり、各施設管理者等により事業実施に努めるものです。

整備内容については、地区内の現状や地元意向、国の定めた移動等円滑化基準やガイドラインとの整合を図り施設管理者別に整理します。

### (1) 目標とする整備時期

特定事業、その他事業は、バリアフリー新法及びその基本方針に基づき平成 32 年度（2020 年度）までの整備を目標として各施設管理者等が実施する事業ですが、事業の内容により早期に整備が図れるもの、関係者間で調整を必要とするもの、基準等の明確化が必要なもの、大規模な改修が必要なもの等があります。

このため、目標とする整備時期を平成 27 年度までの完了と、平成 32 年度までの完了の二つに定め、地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していきます。

また、ソフト面の取組みについては時期を定めず継続的に取り組むものとします。

#### ● 目標とする整備時期

|        |               |
|--------|---------------|
| 整備時期 A | 平成 27 年度までに完了 |
| 整備時期 B | 平成 32 年度までに完了 |



**(2) 公共交通特定事業**

公共交通特定事業は、特定旅客施設の整備と特定車両の整備に大別されます。

特定旅客施設の整備は、各施設管理者が基本構想に則して公共交通特定事業計画を作成し、特定旅客施設内においてバリアフリー化のために必要な設備等の整備を推進します。

特定車両は、新規車両導入時に公共交通移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両のバリアフリー化を推進します。

| JR清水駅【主事業者：JR東海】            |                |      |   |
|-----------------------------|----------------|------|---|
| ※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了 |                |      |   |
| 整備項目                        | 概要             | 整備時期 |   |
|                             |                | A    | B |
| 移動等円滑化への適合                  | ・駅舎（平成15年6月完成） | 整備済  |   |

| 静岡鉄道新清水駅【主事業者：静岡鉄道(株)】      |                  |      |   |
|-----------------------------|------------------|------|---|
| ※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了 |                  |      |   |
| 整備項目                        | 概要               | 整備時期 |   |
|                             |                  | A    | B |
| 移動等円滑化への適合                  | ・プラットホームと車両の段差解消 |      | ○ |

| バス車両【主事業者：バス事業者】            |            |      |   |
|-----------------------------|------------|------|---|
| ※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了 |            |      |   |
| 整備項目                        | 概要         | 整備時期 |   |
|                             |            | A    | B |
| 移動等円滑化への適合                  | ・低床バスの導入検討 | 継続実施 |   |

**(3) 道路特定事業**

道路特定事業は、道路管理者が基本構想に則して道路特定事業計画を作成し、主な生活関連経路については、道路移動等円滑化基準への適合を図るとともに、その他生活関連経路については、歩行者の安全かつ安心な通行空間の創出に努めます。

また、整備の進捗によりバリアフリー化された生活関連経路へ誘導する案内標識の設置等情報提供の検討についても進めていきます。

| 主な生活関連経路【主事業者：国、静岡県】        |  |      |   |
|-----------------------------|--|------|---|
| ※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了 |  |      |   |
| 整備項目                        | 概要   | 整備時期 |   |
|                             |  | A    | B |
| 移動等円滑化への適合                  | ①視覚障害者誘導用ブロックの整備<br>・線状ブロック、点状ブロックの整備              | ○    |   |
|                             | ②安心、安全、快適性の向上<br>・滑りにくく、水はけのよい舗装面の整備<br>・側溝蓋等の段差解消 |      | ○ |
|                             | ③歩道の横断勾配の緩和<br>・歩道の平坦化                             |      | ○ |
|                             | ④連続した円滑な移動経路の確保<br>・歩道未整備区間の整備、立体横断施設の改善           | ○    | ○ |

| その他の生活関連経路【主事業者：静岡市】        |   |      |   |
|-----------------------------|---|------|---|
| ※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了 |   |      |   |
| 整備項目                        | 概要  | 整備時期 |   |
|                             |   | A    | B |
| 移動等円滑化の推進                   | ⑤視覚障害者誘導用ブロックの整備<br>・点状ブロックの整備            | ○    |   |
|                             | ⑥安心、安全な歩行空間の確保<br>・L型側溝の改修<br>・グリーンベルトの整備 |      | ○ |
|                             | ⑦連続した円滑な移動経路の確保<br>・歩道未整備区間の整備            |      | ○ |

**(4) 都市公園特定事業**

都市公園特定事業は、公園管理者等が基本構想に則して都市公園特定事業計画を作成し、都市公園移動等円滑化基準への適合に向けて、施設内のバリアフリー化のために必要な整備を推進します。

| 主要公園施設【主事業者：静岡県、静岡市】        |   |      |   |
|-----------------------------|---|------|---|
| ※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了 |   |      |   |
| 整備項目                        | 概要  | 整備時期 |   |
|                             |   | A    | B |
| 移動等円滑化への適合                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化園路の整備</li> <li>・特定公園施設のバリアフリー化</li> </ul> |      | ○ |

**(5) 建築物特定事業**

建築物特定事業は、生活関連施設として指定した施設について、各施設管理者が基本構想に則して建築物特定事業計画を作成し、建築物移動等円滑化基準への適合に向けて、バリアフリー化のために必要な整備を推進します。

| 生活関連施設【主事業者：各施設管理者】         |  |      |   |
|-----------------------------|--|------|---|
| ※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了 |  |      |   |
| 整備項目                        | 概要   | 整備時期 |   |
|                             |  | A    | B |
| 移動等円滑化への適合                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物特定施設のバリアフリー化</li> </ul> |      | ○ |

**(6) 交通安全特定事業**

交通安全特定事業は、静岡県公安委員会が基本構想に則して交通安全特定事業計画を作成し、視覚障害者用信号機の設置などバリアフリー化を推進します。

| 交通安全特定事業【主事業者：公安委員会】        |   |      |   |
|-----------------------------|---|------|---|
| ※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了 |   |      |   |
| 整備項目                        | 概要  | 整備時期 |   |
|                             |   | A    | B |
| 既設信号の改良、改善                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要経路に音響信号等の設置検討</li> </ul>                | 継続実施 |   |
| 道路標識、道路標示の高度化               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路標識、道路標示の視認性向上等</li> </ul>               | 継続実施 |   |
| 違法駐車、違法駐輪行為防止               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法駐車、違法駐輪行為の取締り強化及び、広報、啓蒙活動の推進</li> </ul> | 継続実施 |   |

## (7) その他事業

その他事業は、駅前広場や駐輪場整備をはじめとした特定事業以外の移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項や必要な事業であり、静岡市が関係機関や各施設管理者、市民と協働して事業を推進していきます。

| その他事業                             |  |      |   |
|-----------------------------------|--|------|---|
| ※目標整備時期 A : H27 年度完了 B : H32 年度完了 |  |      |   |
| 整備項目                              | 概要   | 整備時期 |   |
|                                   |  | A    | B |
| J R 清水駅の交通機関乗継ぎ環境の整備              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場の整備</li> <li>・バス停のバリアフリー化<br/>(時刻表の視認性、認識性向上及び休憩施設、上屋設置)</li> </ul>  | 整備済  |   |
| 駐輪場の整備                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の保全</li> </ul>  | 継続実施 |   |
| 情報のバリアフリーの推進                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一体性、連続性のある案内標識の設置</li> <li>・ホームページ等による情報の共有化</li> </ul>  | 継続実施 |   |
| 心のバリアフリー                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車等の対策、指導</li> <li>・迷惑駐車、駐輪行為防止及び道路にはみ出している看板の解消など広報、啓蒙活動推進</li> <li>・バリアフリーへの意識の向上、高齢者、障害のある人等のサポートなど教育の充実</li> <li>・学校教育等におけるバリアフリーの推進</li> </ul> | 継続実施 |   |

整備にあたっての移動等円滑化基準及びガイドライン等

【 公 共 交 通 】

《公共交通移動等円滑化基準》

- ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成 18 年 12 月 15 日 国土交通省令第 111 号）

《ガイドライン》

- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成 19 年 7 月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）
- ・「公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドライン」（平成 19 年 7 月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）
- ・「旅客船バリアフリーガイドライン」（平成 19 年 9 月 国土交通省海事局安全基準課）

【 道 路 】

《道路移動等円滑化基準》

- ・「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成 18 年 12 月 19 日 国土交通省令第 116 号）

《ガイドライン》

- ・「改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成 20 年 2 月 編集・発行：国土技術研究センター）

【 都 市 公 園 】

《都市公園移動等円滑化基準》

- ・「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成 18 年 12 月 18 日 国土交通省令第 115 号）

《ガイドライン》

- ・「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成 20 年 1 月 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課）

【 建 築 物 】

《建築物移動等円滑化基準》

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成 18 年 12 月 8 日 政令第 55 号）

《ガイドライン》

- ・「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成 19 年 国土交通省住宅局建築指導課）

【 交 通 安 全 】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」（平成 18 年 12 月 8 日 国家公安委員会規則第 28 号）

【 静 岡 県 条 例 】

- ・「静岡県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年 10 月 18 日 条例第 47 号）

## 6. 今後の取組み

### (1) 心のバリアフリー

基本構想策定後、各施設管理者が特定事業計画を策定して事業を実施していきますが、基本構想はバリアフリー新法に基づき国、地方公共団体、施設設置管理者等及び市民が各々の責務を果たすことによりバリアフリー化を実現していくことを前提としています。

このことにより、道路や施設整備などのハード面のバリアフリーだけでなく、高齢者、障害のある人等に対する理解を深め、行動につなげるソフト面の環境づくりを行うことが求められています。

例えば、自転車等の駐輪マナーなどのモラルの向上や、困っている人に声を掛けるなど、市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、高齢者、障害のある人等に対してサポートすることができる環境づくりに取組み、「心のバリアフリー」の実現を目指します。

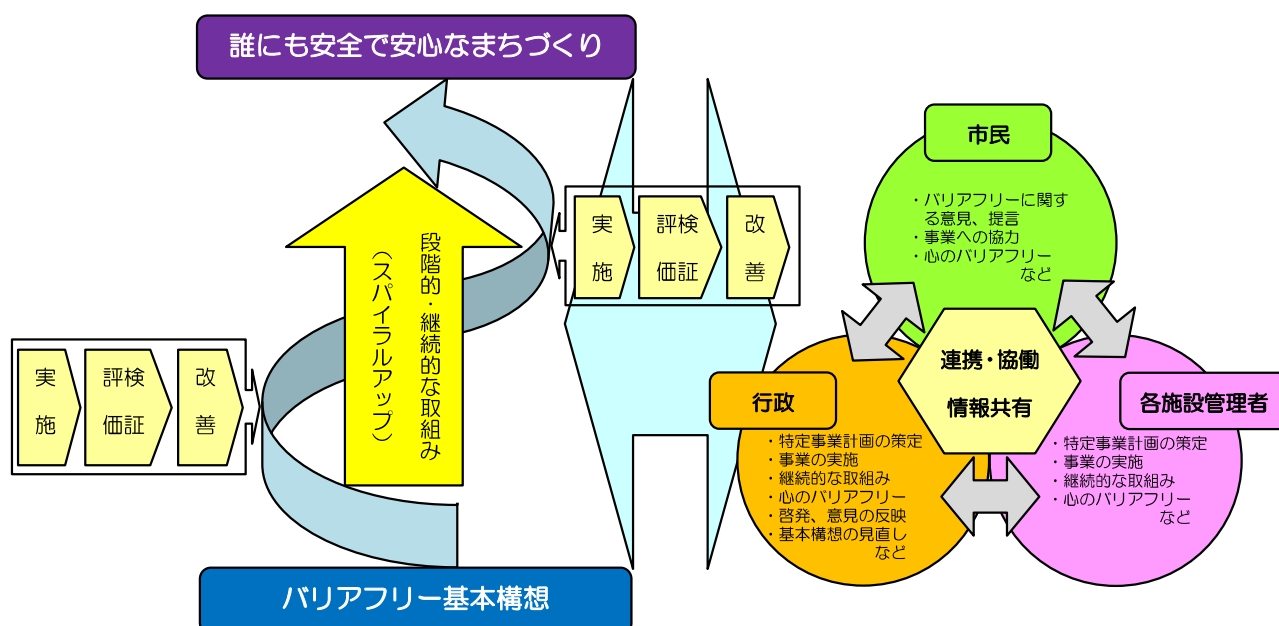
### (2) 段階的・継続的な取組み

各施設管理者が速やかに特定事業計画を策定するには、行政、各施設管理者の連携調整が必要であり、策定する事業計画は利用者の立場に立った内容とする必要があります。

このため、構想、計画、実施、評価の各段階において行政、各施設管理者及び市民が情報を共有し、連携、協働して推進していくことが求められ、継続的に事業を評価、検証し、さらに改善していく段階的、継続的な取組み（スパイラルアップ）をすることにより、「誰にも安全で安心なまちづくり」の実現を目指します。

昨今、新たな移動手段や支援システム、技術開発も進められているとともに、高齢化社会のさらなる進展により高齢者、障害のある人等の社会参加の機会が増加し、バリアフリー化に対する要望がより高まると考えられます。

清水駅周辺地区は政令市の2大都心の1つとして、こうした社会変化に応じて柔軟に基本構想の見直しを検討していきます。



## 7. 参考資料

### ◆ 聞き取り調査

#### 【駅利用者アンケート調査 静岡鉄道新清水駅】

実施日 : 平成18年7月10日 午前9時～午後5時  
場 所 : 新清水駅 表口 (国道149号側改札口付近)  
調査員 : 2名  
回 答 : 84件

#### 【駅利用者アンケート調査 JR清水駅】

実施日 : 平成18年7月13日 午前9時～午後5時  
場 所 : JR清水駅西口 (江尻口) 改札口付近  
調査員 : 2名  
回答数 : 106件

### ◆ アンケート調査

実施期間 : 平成18年9月中旬から約2週間  
対象地区 : 浜田、辻、江尻  
配付数 : 1,500部  
(配付先)  
・ 浜田地区連合自治会 500部  
・ 辻地区連合自治会 500部  
・ 江尻地区連合自治会 500部  
回答数 : 802件

## ◆ 懇談会

## 【第1回 懇談会】

日 時 : 平成18年9月29日 午後2時～3時  
場 所 : 静岡市役所 清水庁舎2階 22会議室  
参加者 : 視覚障害者協会 会長  
NPO法人 清水障害者サポートセンターそら 理事長  
NPO法人 清水障害者サポートセンターそら 副理事長  
ろうあ協会 副会長  
浜田地区連合自治会 会長  
辻地区連合自治会 会長  
江尻地区連合自治会 会長  
浜田地区老人クラブ連合会 会長  
辻地区老人クラブ連合会 会長  
江尻地区老人クラブ連合会 会長

## 【第2回 懇談会】

日 時 : 平成19年2月13日 午前10時～11時30分  
場 所 : 静岡市役所 清水庁舎3階 302会議室  
参加者 : 視覚障害者協会 会長  
NPO法人 清水障害者サポートセンターそら 理事長  
NPO法人 清水障害者サポートセンターそら 副理事長  
ろうあ協会 副会長  
浜田地区連合自治会 会長  
辻地区連合自治会 会長  
江尻地区連合自治会 会長  
浜田地区老人クラブ連合会 会長  
辻地区老人クラブ連合会 会長  
江尻地区老人クラブ連合会 会長



◆ 街あるき調査

【街あるき調査1】

日 時 : 平成18年10月17日 午前10時～11時  
コース : JR清水駅 ⇒ ハートピア清水 ⇒ JR清水駅  
参加者 : 視覚障害者協会  
NPO法人 清水障害者サポートセンターそら  
辻地区連合自治会  
辻地区老人クラブ連合会  
江尻地区連合自治会  
江尻地区老人クラブ連合会

【街あるき調査2】

日 時 : 平成18年10月17日 午後1時30分～2時30分  
コース : 静岡鉄道新清水駅 ⇒ 清水合同庁舎 ⇒ 静岡鉄道新清水駅  
参加者 : ろうあ協会  
浜田地区老人会  
浜田地区自治会

## ◆ 交通政策協議会

## 【平成20年度 第1回 静岡市交通政策協議会】

日 時 : 平成21年1月13日 午前10時～12時  
 場 所 : 静岡市役所 静岡庁舎本館3階 第3委員会室  
 出席者 : 静岡文化芸術大学大学院 教授  
 静岡商工会議所 常務理事・事務局長  
 清水商工会議所 常務理事・事務局長  
 静岡市自治会連合会 会長  
 清水区自治会連合会 副会長  
 蒲原地区連合自治会 会長  
 特定非営利活動法人障害者サポートセンター 理事  
 しずてつジャストライン (株) 代表取締役 (代理: 営業部長)  
 都市デザイン会議 主宰  
 グループみんなの道 会長  
 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所長  
 国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局長  
 静岡中央警察署長 (代理: 交通第一課長)  
 静岡南警察署長 (代理: 交通課長)  
 清水警察署長 (代理: 交通課長)  
 市民委員 (4名)

## 【平成20年度 第2回 静岡市交通政策協議会】

日 時 : 平成21年3月19日 午前10時～12時  
 場 所 : 静岡市役所 静岡庁舎本館3階 第1会議室  
 出席者 : 静岡文化芸術大学大学院 教授  
 静岡商工会議所 常務理事・事務局長  
 清水商工会議所 常務理事・事務局長  
 静岡市自治会連合会 会長  
 清水区自治会連合会 副会長  
 特定非営利活動法人障害者サポートセンター 理事  
 しずてつジャストライン (株) 代表取締役 (代理: 営業部長)  
 都市デザイン会議 主宰  
 グループみんなの道 会長  
 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所長  
 国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局長  
 市民委員 (3名)

【平成22年度 第3回 静岡市交通政策協議会】

日 時 : 平成23年3月1日 午前10時～12時  
場 所 : 静岡市役所 静岡庁舎本館3階 第1委員会室  
出席者 : 静岡文化芸術大学大学院 教授  
しずてつジャストライン (株) 代表取締役 (代理: 営業部長)  
静岡市自治会連合会 会長  
静岡商工会議所中小企業相談所金融労働課長  
グループみんなの道 会長  
社会福祉法人ピロス 理事長  
国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所長  
国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局長  
静岡中央警察署長 (代理: 交通担当次長)  
静岡南警察署長 (代理: 交通課長)  
清水警察署長 (代理: 交通課長)  
都市交通デザイン会議 代表  
市民委員 (4名)



---

## 清水駅周辺地区バリアフリー基本構想

発行 静岡市 都市局 都市計画部 清水駅周辺整備課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL. 054-354-2018

FAX. 054-354-1900

発行年月 平成24年2月

---